
規 則

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第46号

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な」を「、法、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）及び特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）並びに条例に定めるもののほか、必要な」に改める。

第23条第1項中「2部」を「それぞれ2部」に改める。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式注2中「第2条第2項に規定するもの」を「第2条第2項及び第3項に規定するもの（申請の日前6月以内に作成されたものに限りませう。）」に改める。

別記第2号様式中「㊦」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改め、同様式注3を同様式注4とし、同様式注2を同様式注3とし、同様式注1を同様式注2とし、同様式に注1として次のように加える。

1 申請書等の補正は、申請書が受理された日から1週間以内に行ってください。

別記第3号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式注6中「第2条第2項に規定するもの」を「第2条第2項及び第3項に規定するもの（届出の日前6月以内に作成されたものに限りませう。）」に改める。

別記第5号様式から別記第13号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第14号様式中「㊦」を削り、同様式注2中「第2条第2項に規定するもの」を「第2条第2項及び第3項に規定するもの（申請の日前6月以内に作成されたものに限りませう。）」に改める。

別記第15号様式中「㊦」を削る。

別記第16号様式中「により立入検査」を「に基づき検査」に、
「備考 1 中央の点線から二つ折りとする。
2 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。」

を

「備考 1 中央の点線から二つ折りとする。」

- 2 写真の大きさは、縦４センチメートル、横３センチメートルとする。
- 3 この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 4 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに変更しなければならない。 」

に改め、同様式（裏面）備考を削る。

別記様式第17号様式から別記第20号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第21号様式を次のように改める。

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務
所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

役員報酬規程等届出書

高知県特定非営利活動促進法施行条例第27条第1項（同条例第30条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により、前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）について、下記に掲げる役員報酬規程等を提出します。
なお、認定（特例認定）の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとなっています。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
（直近提出年月日： 年 月 日（今回提出しない場合に限りません。））
- 2 次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項
 - (2) 前事業年度の次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - イ 役員等との取引
 - (3) 前事業年度の寄附者（当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限りません。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - (4) 前事業年度の役員等に対する報酬又は給与の状況
 - ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに係る部分を除きます。）
 - イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (5) 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - (6) 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
- 3 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除きます。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

- 注 1 毎事業年度初めの3月以内に提出してください。
- 2 役員報酬規程等は、それぞれ2部（高知県知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合は、1部）提出してください。
- 3 1に掲げる書類については、既に提出している当該書類の内容に変更がない場合は、提出する必要はありません。ただし、この場合は、「直近提出年月日」欄に当該書類を最後に提出した日を記入してください。

別記第22号様式及び別記第23号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県特定非営利活動促進法施行細則（次項において「新規則」という。）別記第21号様式の規定は、高知県特定非営利活動促進法施行条例第27条第1項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条例第30条において読み替えて準用する同条例第27条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の高知県特定非営利活動促進法施行細則別記様式（別記第21号様式を除く。）は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規 則

- ◎ 高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則